

一般名処方とは？

「一般名」とはメーカーが決めた薬の名前ではなく、その薬の中に含まれている主たる有効成分の名前のことを言います。

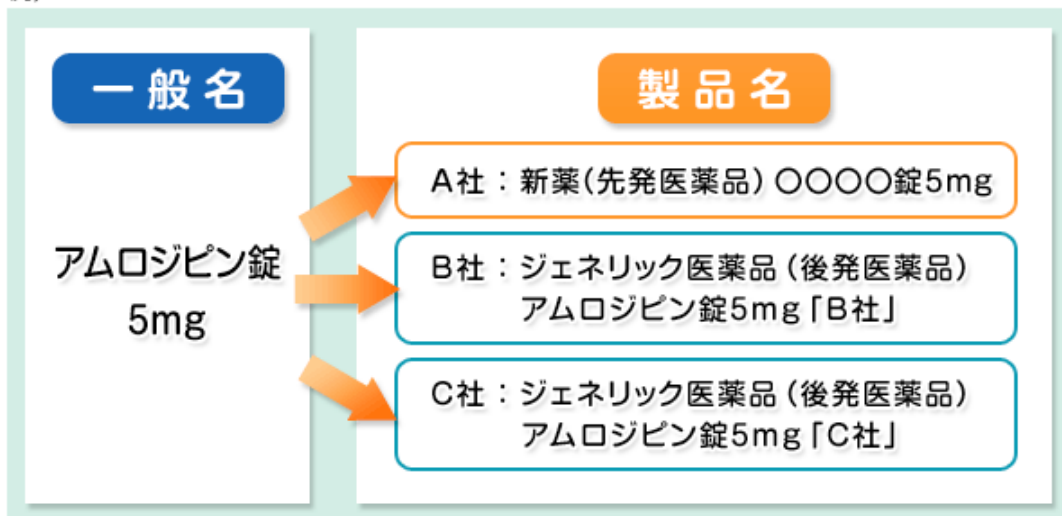
処方箋の医薬品名を「一般名処方」にすることで、患者さんに「先発品」と「ジェネリック医薬品（後発品）」のどちらかを選んでいただくことが出来るようになります。

一般名 … お薬の有効成分につけられる共通の名まえ

製品名 … 販売会社がつける名まえ

同じ一般名のお薬に、複数の製品名のお薬があります。

例)



一般名処方のメリット

「一般名処方」で記載された処方箋では、有効成分が同一である医薬品が複数あれば、先発医薬品でもジェネリック医薬品でも、薬剤師と相談して選ぶことができます。

昨今は薬品流通が不安定な状況です。そんな状況でも、安定的に供給されている医薬品を使用することが可能です。